

大津市週休 2 日取組促進型工事実施要領
(農業農村整備事業版)

令和 6 年 6 月

大津市

はじめに

■目的

大津市週休2日取組促進型工事实施要領（農業農村整備事業版）（以下「本実施要領」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、建設業全体で週休2日の取組を拡大するため、建設工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、建設現場の週休2日を促進することを目的とする。

■背景

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっている。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要である。

■適用範囲

本実施要領は、大津市（大津市企業局を除く）が発注する全ての農業農村整備事業に関する土木工事（災害復旧工事、単価契約工事及び維持作業等を除く）とする。また、営繕工事、小額工事及び現地作業が1週間に満たない工事は対象外とする。

■適用基準

本実施要領は、「週休2日取組促進型工事实施要領（農業農村整備事業）」（滋賀県農政水産部）を準用する。

運用規定

次の表の左欄に掲げる「週休２日取組促進型工事实施要領（農業農村整備事業）（滋賀県農政水産部）中同表の中欄に掲げる内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる内容に読み替え等して運用する。

左欄	中欄	右欄
3. 対象工事	建築工事については、別途、土木交通部建築課が定める実施要領によるものとする。	※適用しないものとする。
4. 発注方式	(1) 発注者指定方式 発注者が、週休２日に取り組むことを指定する方式	(1)－1 発注者指定方式（達成100%指定型） 発注者が、週休２日達成100%に取り組むことを指定するタイプ (1)－2 発注者指定方式（達成100%トライ型） 発注者が、週休２日に取り組むことを指定するタイプ
5. 積算方法等 (3) 市場単価方式による週休２日の補正	①発注者指定方式 当初予定価格から週休２日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。なお、週休２日の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5%に満たないものは、 <u>滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額するものとする。</u> その際、現場閉所率が21.4%以上であっても、5.（1）の補正は考慮しないものとする。	①－1 発注者指定方式（達成100%指定型） 当初予定価格から週休２日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。（略）、 <u>大津市契約規則第22条第2項第3号において定められた工事請負契約書（様式第5号）第24条の規定に基づき、請負代金額のうち補正分を減額するものとする。</u> 以下、（略） ①－2 発注者指定方式（達成100%トライ型） 当初予定価格から週休２日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。週休２日達成100%が見込まれない場合は、週休２日の実施状況を確認し、現場閉所率に応じた補正係数へ変更を行い、 <u>大津市契約規則第22条第2項第3号において定められた工事請負契約書（様式第5号）第24条の規定に基づき、請負代金額を減額するものとする。</u>

5. 積算方法等 (3) 市場単価方式による週休2日の補正	②受注者希望方式 当初予定価格から週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。週休2日達成100%が見込まれない場合は、週休2日の実施状況を確認し、現場閉所率に応じた補正係数へ変更を行い、<u>滋賀県建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負金額代金を減額するものとする。</u> なお、現場閉所率が21.4%（4週6休）に満たない工事および工事着手前に週休2日に取り組む旨の協議をしなかった工事（受注者が週休2日の取組を希望しない工事を含む）については、請負代金額のうち補正分をすべて減額するものとする。	②受注者希望方式 当初予定価格から週休2日達成100%を前提とした補正係数を各経費に乘じるものとする。(略)、<u>大津市契約規則第22条第2項第3号において定められた工事請負契約書（様式第5号）</u>第24条の規定に基づき請負代金額代金を減額するものとする。以下、(略)
7. 現場閉所の確認方法等 (2) 工事着手後	④対象期間における不稼働日が発注時の明示以上にあった場合の措置 <u>対象期間における不稼働日が発注時の明示以上あった場合は、受注者間の協議のうえ、その差分について工期の延長を行うことができる。ただし、残工期に余裕がある等、工期の延長を行う必要がない場合はこの限りではない。</u> <u>また、現場条件等により工期の延長が困難なため、対象期間の休日に作業を行った場合は、上記の差分について休日に振替を行うことができるものとする。</u>	<u>※適用しないものとする。</u>
11. 付則	この要領は、令和2年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。 この一部改正は、令和3年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。 この一部改正は、令和4年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。 この一部改正は、令和5年8月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。	・この要領は、<u>令和6年6月1日</u>以後に積算業務に着手する工事から適用する。